

日本における近代信用貨幣への移行：国立銀行を中心に

1. 近代移行期日本の貨幣と信用

本稿では、近世の貨幣・信用システムから近代の貨幣・信用システムへの移行にあたり、変革を担った当事者たちがどのような動機に基づいて行動したのか、ならびにその行動がどのようなかたちに帰結したかを検討する。その際、1872（明治 5）年に制定され、1876（明治 9）年に改正された国立銀行条例に着目し、制定時における銀行制度をめぐる論争（いわゆる「明治初年の銀行論争」）の背景、および改正国立銀行条例下で全国各地に 153 行が設立された国立銀行の出自について、先行研究を踏まえつつ再考してみたい。¹

ここで、国立銀行に着目する理由を 3 つ挙げておきたい。第 1 に、国立銀行の多くは設立後 20 年の営業期限満了とともに銀行券の発行権限を持たない普通銀行に転換し、わが国の主要な金融機関となっていった。現在のメガバンク 3 行のうち、みずほ銀行、三菱 UFJ 銀行の前身には国立銀行が含まれているほか、地方銀行の中には国立銀行に起源を発するものが多く、中には国立銀行として設立された際に付与された番号をその名に冠するものが存在することにも示されるように、国立銀行は、その後の金融制度を支える背骨となったからである。第 2 に、国立銀行の設立と運営には、江戸時代に札の発行・流通に携わった武士や商人が深く関与していたからである。第 3 に、国立銀行は、廃藩置県とこれに続く地租改正、秩禄処分という近代国家の枠組みを決める一大事業の一環として設立され、整備されたからである。本稿での分析を通じて、国立銀行というシステムは金融史の枠組みの中だけで捉えるべきものではなく、その成立と変遷を日本の経済社会の近世から近代への移行全体の中で位置づけることによって、はじめてその歴史的意義が正当に評価できることを示したい。

2. 幕末開港のインパクトと明治新政府内部の認識

開港による状況の変化について、明治新政府がどのような認識を持ち、これにどのように対応していたかを、先行研究と当時の文献により概観する。いずれも周知の事実ではあるが、貨幣・信用システムの改革をさらに大きな政治制度の変革の中で位置づけることが重要と考えられるので、改めて確認しておきたい。とくに、国立銀行条例の制定に先立つ 1871（明治 4）年の銀行論争の時期に、政府全体として最重要課題と位置付けられていたのは、廃藩置県により藩を解体して全国の行政機構を中央政府のもとに再編成させることであった。

安政五か国条約の結果、1859（安政 6）年に横浜、函館、長崎が開港し、日本商人と外国商人との直接貿易が開始された。この条約は清国がアヘン戦争の後にイギリスと結んだ条約がモデルとなっており、片務的最恵国待遇、協定関税制度、領事裁判権といった不平等な内容であった。アジアの近隣諸国は相次いで西洋諸国の植民地となっており、西洋諸国との経済力、軍事力の差を考えれば、日本も例外とはならず植民地化が現実の問題とし

て実感させられた。

ペリー来航以来、日本の政治は、対外関係における攘夷と開国、国内統治形態における討幕と公武合体をめぐって混迷を極める。このうち攘夷と開国については、政治的なスローガンとしてはともかく現実的な政策の選択肢としては開国以外に選択肢はなかった。一方、討幕と公武合体はさまざまな動きが交錯するが、1866（慶應 2）年の薩長同盟の成立を機に急速に討幕へと傾いた。1868 年 1 月（慶應 3 年 12 月）の王政復古の大号令により明治新政府が成立し、続く戊辰戦争により旧幕府勢力は一掃された。しかしながら、新政府の財源は旧幕府から引き継いだ直轄地（府県）からの税収のみであり、各藩は 1869（明治 2）年の版籍奉還後も知藩事として実質的に藩政を敷いており、知藩事となった旧藩主が従来通り自前の年貢を徴収する体制が続いていた（升味 1988、坂野 2012）。

この点に関し、1870（明治 3）年旧暦 9 月、参議就任に際して大隈重信が提出した意見書「大隈参議全国一致之論議」には、全国の石高 3 千万石のうち 2 千 2 百万石分は各藩が幕藩体制下と同様に徴収権を握っている現状では、中央政府は残り 8 百万石分の徴収権を掌握しているに過ぎないことが述べられている。そして、独立を守るための財源が決定的に不足しているとして、藩の財源を中央政府に移管すべきとの意見が述べられている（早稲田大学社会科学研究所 1958、下線部引用者）。

夫建国立法ノ體各邦土俗風習ノ異ナル有ト雖其國ヲ守リ其民ヲ護シ自立ノ権力ヲ以獨立不羈ノ威柄ヲ備ヘ萬國ト竝立シテ對等ノ交際ヲ遂ル者其國ノ一致ヨリ出ザルハナシ。蓋シ國ハ其民ト共ニ守ル所ニシテ政府其守衛保護ノ費ニ供ス即帝家政府軍備及ヒ外国交際等一切ノ費用ニ充ル是普通ノ公理ニシテ國権一ニ歸シ國力共合シ國威隨テ伸ルヲ得此國ノ國タル所以ナリ（中略）

夫全國ノ高三千萬石ニ過キス而府縣ノ管轄スル處ハ八百萬石トス其二千二百萬石ハ各藩ノ管轄タリ此大數ヲ公算シテ全國守衛保護會計ノ標準トシ正シク按算セズンハ兵制何ニ由テ更張スルヲ得ンヤ百事何ニ依テ振興スルヲ得ンヤニハ國権何ニ依テ更張スルヲ得ンヤ國権立ズンハ何時カ獨立不羈ノ威柄ヲ備ヘ萬國ト竝立シテ對等ノ交際ヲ遂ルヲ得ンヤ（中略）

海陸兵制未更ニ張ルニ至ラス庶務百事振興ニ至ラス財政會計未均一ニ至ラス僅ニ八百萬石ノ租稅ヲ以テ全國務上一切ノ用度及ヒ兵制外務交際ノ所費ニ供ス此前日ノ舊ト異ナルナクシテ其國其政府タル所以抑又何カアルヤ此速ニ全國財政ノ公算ヲ定メ眞ニ一致ノ體ヲ立テ國ノ権力ヲシテ自主自衛ニ定メシム事衆議公定セザルヘカラス

さらに各藩は、従来通り家臣団を擁し、戊辰戦争で「官軍」として共に戦った薩摩、長州、土佐の軍団も、各藩主のもとへ帰ってしまっていた。とくに、維新の三傑といわれた長州の木戸孝允、薩摩の大久保利通、西郷隆盛のうち、西郷は藩主島津久光とともに鹿児島におり、新政府と距離を置いていた（升味 1988）。

そこで大久保が西郷、木戸、さらに土佐の板垣退助に働きかけて実現したのが 1871（明治 4）年旧暦 2 月の三藩献兵であり、これによって西郷、板垣は東京に戻った。東京に戻った西郷が廃藩置県に賛同したことから、木戸、大久保と西郷が中心となり、同年旧暦 7 月に廃藩置県が行われた。廃藩置県は、各藩主にとっては抜き打ちで行われ、261 あった藩はすでに新政府が統治していた旧幕府領の府県とあわせてすべて県に移行し、3 府 302 県となり、同年 11 月には 3 府 72 県に整理された。これ以後、府県の最高官職者（府知事、県令等）は中央政府の任命によることとなった。その一方、旧藩の債務は新政府が肩代わりし、旧藩主、藩士の俸禄は新政府が支払うことになった（升味 1988）。新政府は、廃藩置県により改革に向けた制度的基盤が整ったことを受けて、地租改正や秩禄処分といった本格的な改革に着手することとなる。

4. 国立銀行条例の制定ならびに改正の経緯

明治初年の大蔵省は、新政府内部の開明派の牙城であり、明治 2（1869）年に大蔵大輔に就任した大隈重信を筆頭に、大蔵少輔に伊藤博文、大蔵大丞に井上馨、さらに渋沢栄一、福地源一郎、芳川顕正等が集い、大蔵省主導で各種の改革が同時並行的に進められた。後に渋沢が回顧するところによれば、大蔵省内において改革の中核となった組織は改正掛であり、上記の面々は、昼間は各自の持ち場で執務し、夜になると改正掛に集まり、各種制度の調査研究を行っていたという（井上馨公伝記編纂会 1921：195-201）。改革に向けた検討の対象は、度量衡、税制、貨幣、俸禄、郵便、鉄道敷設、諸官庁の建築その他、経済活動全般に及んでいた（渋沢青淵記念財団竜門社 1955b：276）。同じ時期に、築地にある大隈の自邸には、井上馨、伊藤博文、五代友厚、中井弘等、留学経験のある朝野の有志が集まり、藩を廃止して郡県制に改め、財政及び兵権を中央政府の手に収め、これによって西洋の文明諸国と対峙しようとの進歩的な議論を交わし、「築地の梁山泊」と呼ばれていた（春畝公追頌会 1940：466-467）。先にみた大隈の意見書は、こうした背景の中で、いわば開明派のマニフェストとして作成されたものであった。

大隈は、大蔵大輔就任と同時に、商人の協力を得て全国 8 か所に通商会社と為替会社を設立させ、中央政府主導で殖産興業を実践しようと試みた。この試みは必ずしも実を結ばなかったが、その政策思想は国立銀行へと受け継がれていく（寺西 2011：146-151）²。大隈は、明治 3（1870）年には大蔵大輔に在職のまま参議を兼任することとなり、明治 14（1881）年の政変により下野するまで開明派の中心人物のひとりとして枢要の地位を占める。

1871（明治 4）年以降、大蔵省を中心に、改革が本格化する。旧暦 7 月に廃藩置県を断行したことはすでに述べた。これに先立つ旧暦 5 月、政府は新貨条例を公布して、新貨幣単位「円」を導入するとともに、伊藤の提言に基づいて金本位制を採用することとし、1 円を純金 1.5 グラムと等価と定め、本位貨幣として金貨を鑄造することとした。翌 1872 年 1 月には、新紙幣と呼ばれた円単位の政府紙幣（明治通宝札）の発行を布告した。新貨条例が公布された時点では、新政府が発行した両建ての太政官札のほか、旧幕時代以来使わ

れてきた両建ての金貨や銀貨、文建ての銭貨、各藩が発行した藩札等が、地域毎に異なるかたちで流通し、政府の租税収納や財政資金の支払いも地域によって異なっていたが、政府は廃藩置県とあわせて貨幣単位の全国的な統一を図った。

政府は1873(明治6)年1月から太陽暦に移行し、同年7月に地租改正条例を公布した。1876(明治9)年8月には、それまで段階的に支給水準を引き下げてきた秩禄の支給を完全に廃止し、その代償として士族に金禄公債を交付した(秩禄処分)。この間、同年3月には廃刀令を公布して帯刀を禁止した。

こうした急速な改革は、必ずしもすべてが順調に進んだわけではなく、多くの紆余曲折があった。新貨条例により政府は金本位制の導入を宣言したが、国内流通貨幣の大半を占める政府紙幣は両建ての太政官札、円建ての明治通宝札ともに、兌換のための十分な正貨準備を確保することができず、不換紙幣であり、同じ1円であっても、本位貨幣である金貨とは価値が乖離していた。これは、政府の財政基盤がなお脆弱なものであったことを示している。地租改正や秩禄処分は、中央集権的な国家財政の基盤を整備するために必要な改革であったが、財政改革の負担を負わされることとなった士族や農民による抵抗が各地で行われた。中でも最も強い抵抗を示したのが既得権益を大幅に削減されることとなった士族であり、1874(明治7)年の佐賀の乱、1876(明治9)年の神風連の乱、秋月の乱、萩の乱、そして1877(明治10)年の西南戦争など、各地で乱が発生した。

国立銀行条例は、諸改革の一環として立案、実施された。国立銀行は、米国のナショナル・バンク(国法銀行)をモデルとする民間出資の発券銀行であり、明治新政府は、国立銀行の設立により、大量に発行された政府紙幣の整理と殖産興業政策の推進を同時に達成することを企図していた。また、国立銀行は、同じく株式会社(joint stock company)であった米国のナショナル・バンクに倣って法制度が整えられた日本初の本格的な株式会社組織であった。

1872(明治5)年の国立銀行条例制定に至る過程では、大蔵省内で、米国型の複数の発券銀行からなる制度の採用を提案していた伊藤博文と、欧州型の単一の発券銀行からなる制度の採用を求めた吉田清成の主張が対立した(いわゆる「銀行論争」)。両者の中間を採るかたちで、米国型の複数発券銀行を設立するが、発券銀行の規律付けのため正貨による兌換義務を課し、これを担保するため米国より厳格な準備規定を設けることで決着が図られた。伊藤と吉田はいずれも条例が実際に制定される前に発券銀行設立プロジェクトから去り、後に残った渋沢栄一等が中心となって国立銀行条例が起草された³。

伊藤は天保12(1841)年、周防国生まれ、元は農民ながら足軽の身分を得て松下村塾に通い、文久3~元治元(1863~64)年に井上馨等とともに、藩命により英国ロンドン大学(University College London)に留学した。ロンドンに到着して半年程度が経過したところで、井上とともに下関戦争の勃発を食い止めるべく急遽帰国し、その後は明治維新まで日本国内で過ごす。明治入り後は、外国事務掛、兵庫県知事を経て、1869(明治2)年7月に大蔵少輔に任命され、改正掛のリーダーとして活動する(伊藤2015:30-115)。

渋沢は天保 11 (1840) 年、武蔵国生まれで、伊藤より 1 年年長である。豪農の出身で、志士活動をしていたところを一橋慶喜に認められ、勘定組頭並に取り立てられた。一橋領のあった播磨国で木綿生産拡大のために紙幣(札)を発行するなど、殖産興業政策を実践した。慶應 2 (1866) 年、慶喜の将軍就任により幕臣となり、慶應 3 (1867) 年には、第 2 回パリ万博の日本使節団の一員としてヨーロッパに渡航して見聞を広めた。明治元(1868)年に帰国した後、慶喜に従い静岡藩に所属したが、明治 2 (1869) 年、新政府からの呼び出しを受けて大蔵省入りし、租税正に就任した。

吉田清成は弘化 2 (1845) 年、薩摩国生まれの武士で、伊藤より 4 歳若い。慶應元 (1865) 年、藩命により五代友厚、森有礼等とともに伊藤と同じ英国ロンドン大学に留学、慶應 3 (1867) 年、五代等とともに米国に渡り、明治元 (1868) 年からラトガース大学 (Rutgers College) で学び、明治 4 (1871) 年 1 月に日本に帰国し、大蔵省に入る。

吉田は、英国留学中の 1866 年 5 月に、英国屈指の金融機関であったオーバーレンド・ガーニー商会 (Overend, Gurney and Company) の破たんを発端とする大規模な金融恐慌を目撃している。1866 年の金融恐慌は、その後の金融史や学問としての金融論の展開に大きな影響を与えた。ウォルター・バジヨットが編集長を務めるエコノミスト誌は、恐慌の発生直後から一連の評論記事を掲載し、イングランド銀行の「最後の貸し手」(lender of last resort) としての機能の重要性を論じた。バジヨットは、このときの記事をまとめるかたちで、『ロンバード街』(1873 年) を発刊する。

このように、明治初年の「銀行論争」の当事者たちは、いずれも 1860 年代の欧米の制度や学問に触れる経験を持っていたが、その知識や経験には濃淡があった。伊藤は貨幣や金融に関する専門的知識という面で渋沢や吉田には一歩譲る部分があったが、改正掛の長として部下を動員して海外制度の調査、研究を取りまとめる地位にあった。一方、渋沢は紙幣発行の実務経験があり、吉田は英米の金融制度に通じていた。

明治初年の「銀行論争」の経緯については、鎮目(2019a)において先行研究の整理を含め詳細に論じているのでここでは深く立ち入らないが、その要点をまとめると以下のとおりである。⁴第一に、発券銀行制度の確立は、廃藩置県に始まり秩禄処分や地租改正等を含めた中央集権的な近代国家建設プロジェクトの一環として位置づけられていた。第二に、19 世紀後半の世界では、ヨーロッパ型の二層構造の銀行制度は未だ形成途上にあり、米国型の複数発券銀行の制度と、欧州型の単一発券銀行の制度の優劣は明らかではなく、伊藤と吉田の論争は、「銀行論争」は当時の最先端の金融知識を吸収しながら行われた。第三に、条例の立案ならびにその実施の過程では、かつて藩札発行に携わった経験のある渋沢の知見が活かされた。渋沢の発想の原点には江戸時代末期の殖産興業政策における紙幣の活用という自らの実践経験があり、それが「銀行論争」での渋沢の立ち位置、国立銀行条例の制定やその後の第一国立銀行の経営に反映された。

このような経緯を経て、1872 (明治 5) 年旧暦 11 月 (新暦では 12 月)、国立銀行条例が公布された。同条例に基づき、1873 (明治 6) 年 7 月に東京第一国立銀行、同年 12 月に大

阪第五国立銀行(1876年に本店を東京に移転)、1874(明治7)年3月に新潟第四国立銀行、同年8月には横浜第二国立銀行が開業した。ただし、1872(明治5)年の国立銀行条例の下では、厳格な兌換準備規定が制約となり、設立されたのは上記4行にとどまったほか、設立された国立銀行の経営も、順調とは言い難かった。なお、国立銀行条例の制定にあたり中心的な役割を果たした渋沢は、明治6年の政変により官を辞し、第一国立銀行の総監役(後に頭取)に就任する。

さきに述べたように、政府は1876(明治9)年8月に秩禄を廃止し、その代償として士族に対して金禄公債を交付することとした。ここへきて政府は国立銀行条例の改正を行い、兌換義務を停止するとともに、国立銀行への出資にあたり金禄公債をはじめとする国債での払い込みを認めることとした。その際、政府としては、もはや政府の役人ではない士族に対する秩禄の支給を廃止することを前提としつつ、これにより不利益を被る士族に対する融和策として、国立銀行への出資を認めた。国立銀行条例改正に際しての政府の意図は、第一に士族授産事業の柱のひとつとして士族の生計を助成することであり、第二に殖産興業政策の一環として秩禄の受給権を金禄公債というかたちで証券化し、これを資本に国立銀行を設立して自らの発行する紙幣を貸し付けることで、地域の産業発展につなげることにあった(杉山1962、Shizume 2018a)。

本条例改正により、公債を見合いに発券を行う銀行が全国に153行設立された。このことは、「銀行論争」において伊藤が主張していた制度が実現することを意味していた。

5. 国立銀行の立地と設立主体

国立銀行の出自による詳細な分類を最初に行った長(1956: 61-66)は、国立銀行をその設立主体により、①政商的旧巨大御用両替商転化型(第一国立銀行など)、②民間金貸両替商転化型(第三国立銀行など)、③封建貴族転化型(第十五国立銀行)、④封建士族転化型(第七十七国立銀行など)、⑤前期的商人転化型(第二十九国立銀行など)、に分類した。これについて朝倉[1961]は、従来は士族が中心となって設立されたとされてきた国立銀行においてもその経営に対して商人が果たした役割は無視できなかったとして、国立銀行の経営における商人の役割を強調した。これに対して加藤(1962, 1963)は、商人の国立銀行への関わり方は一様ではなかったとして、個別銀行についてのさらなる実証研究の積み重ねの必要があるとした。

その後、金融史研究者による著作や銀行の社史を通じて数多くの個別銀行の実証研究が積み上げられてきた結果、現在では、以下のような点が明らかになっている。1876年の国立銀行条例改正の趣旨に照らせば、士族授産事業の一環として士族が中心となって設立することが、明治政府の意図に沿っていたといえる。もっとも、士族だけで銀行を経営することは困難であるとして、士族が江戸時代に国産会所などの運営に携わった商人や財力のある地主(富農)の協力を得て設立することもあった。一方、士族ではなく商人や地主が主体となって設立する場合もまみられた。

本稿では、先行研究を整理した鎮目(2019b)に基づいて、改めて設立主体を基準として国立銀行の分類を試みるとともに、設立主体が国立銀行の経営に与えた影響について計量的な検証を行う。その際、国立銀行を、①華士族が中心となって設立したもの、②商人や地主が中心となって設立したもの、の2つに分類し、さらに①の中で、士族が商人や地主と共同で設立したことが明らかなものを区分する。もっとも、①のなかでの区分は、実証的にはあいまいな面が残る。というのは、士族が商人や地主の協力を得て設立した国立銀行では、出資者や経営者に士族と商人・地主の両方が含まれることとなるが、それぞれの役割分担がどのようなものであったかを事後的に知ることは難しい。これに対して、②については、設立時の経緯から、士族ではなく商人や地主が主導したことが明らかなものを抽出している。

その結果、全部で153行あった国立銀行のうち、146行についてその設立主体が概ね明らかとなっている(表1、銀行一覧は付表)。このうち、①士族が中心となって設立されたものが88行(全体の58パーセント)、さらにこのうち士族が商人や地主と共同で設立したことが明らかなものが20行(同13パーセント)、②商人や地主が中心となって設立したものが55行(同36パーセント)、設立主体が不明なものが7行(5パーセント)である(四捨五入の関係で合計は100パーセントとならない)。こうしてみると、国立銀行の過半は制度の趣旨に則り士族授産事業の一環として設立されたことが分かる。一方で、4割近くの国立銀行は、制度の趣旨とは独立したかたちで、いわば地元の商人や地主の経済活動に根差した地域経済振興上の要請に基づいて設立されたといえる。

表1 設立主体による国立銀行の分類

		合計		うち東京・大阪除く	
			構成比%		構成比%
設立主体	士族中心	88	57.5	78	62.9
	うち士族と商人・地主	20	13.1	20	16.1
	商人・地主	55	35.9	43	34.7
	不明	10	6.5	3	2.4
札発行		86	56.2	86	67.7
開港場・開市場		34	22.2	8	6.3

(出典) 鎮目[2019b]。

旧大名や士族中心の国立銀行が、旧藩の所在地に設立されるとは限らなかった。例えば、東京では、旧大名の出資により設立された第十五国立銀行を別にしても、第五(薩摩藩)、第二十(宇和島藩)、第三十(佐賀藩)、第六十(仙台藩)、第百(鳥取藩)、第百十九(臼杵藩)の各国立銀行が士族を中心に設立されているし、大阪でも、第二十六(岡山藩)、第

百二十一（土佐藩）の各国立銀行が土族中心に設立された。また、函館第四百四十九（臼杵藩、島原藩）、酒田第七十二（松山藩）、堺百三十一（美濃・加納藩）、八街百四十三（佐賀藩）、丸亀百二十七（土佐藩）の各国立銀行は、藩の所在地とは異なる地域に設立されている。東京、大阪はともかく、藩の所在地とは異なる地域に国立銀行が設置されることとなった主な背景は、国立銀行紙幣の下付高上限が府県別に定められていたためであり、旧藩の所属する府県の紙幣下付高が上限に達しつつある地域の士族から国立銀行設立願が提出された場合には、大蔵省が設立場所の調整を行っていたことが知られている。なお設立後まもなく、堺百三十一、丸亀百二十七の両国立銀行が旧藩所在地に本店を移転しているほか、八街百四十三国立銀行は同じ佐賀藩出身の士族が東京に設立した第三十国立銀行と合併している。

国立銀行の設立地ないし国立銀行の設立主体となった士族の出身地や商人・地主の所在地において、江戸時代から明治初期に藩札・私札の発行経験があるかどうかを、「藩札等に関する統合データベース」⁵ならびに日本銀行調査局(1974, 1975)により確認してみる。その結果、全体の56%にあたる86行について、藩札・私札発行の経験のある士族や商人等あるいはその関係者が、国立銀行の設立に関与している可能性があることが判明する。

次に、これらの国立銀行の経営パフォーマンスについて検討してみたい。個別銀行の経営指標としては、一部の銀行について「半期実際報告書」が残存しているが、すべての国立銀行の報告書が残っているわけではない。ここでは、営業満期まで存続し得たかどうかを、東京銀行協会(1998)ならびに個別銀行に関する先行研究により確認し、これを経営パフォーマンスの指標として用いることとする。ここで「存続し得た」というのは、途中で取り付け等による営業停止を経験せず、他の銀行へ合併されたり営業譲渡されたりもせず、満期到来時には解散せずに普通銀行に転換したことを指す。国立銀行の中には、取り付け等を受けて営業停止を経験し、その後経営形態が変更されて存続するケースもみられるが、その際には出資者や経営者の大幅な入れ替えが発生することが通常であった。「存続し得た」というのは、初期の経営形態がある程度残存した状態で、普通銀行への転換に成功したという意味である。実際には、経営危機を経験していなくても、松方デフレ期を中心に、生活が困窮した士族が国立銀行の株式を手放すケースも多く、そのような場合には出資者の構成が変化しているが、この点を勘案しても、満期まで「存続し得た」ことは、国立銀行の経営パフォーマンスの良好さを示す指標となり得ると考えられる。

回帰式は以下のとおりである。

$$Survive_i = \alpha_0 + \alpha_1 Joint_i + \alpha_2 Merchant_i + \sum_{j=1}^k \beta_{j,i} X_{j,i} + \varepsilon_i \quad (1)$$

ここで、Survive_iは営業満期まで存続したかどうかを示すダミー変数であり、存続した場合には1、存続しなかった場合には0の値を取る。Joint_i、Merchant_iはそれぞれ、士族が商人や地主と共同で設立したこと、商人や地主が中心となって設立したことを示すダミー変数であり、該当する場合に1、該当しない場合に0の値を取る。X_{j,i}はコントロール変数である。コントロール変数としては、江戸時代ないし明治初期における藩札・私札の発

行経験の有無、ならびに開港場・開市場に設立されたかどうか、を示すダミー変数を設定する。具体的には、藩札・私札の発行経験の有無については、国立銀行が設立された地域ないし士族が国立銀行の設立主体となった場合の出身藩において藩札・私札の発行がなされたことが判明している場合に1、そうでない場合に0の値を取るダミー変数を考える。また、開港場・開市場については、横浜、神戸、長崎、函館、新潟、東京、大阪に設立されたものについて1、そうでないものについて0の値を取るダミー変数を考える。

Probit 回帰による推計結果を表2に示してある。その結果、商人や地主が中心となって設立した国立銀行は、士族が中心となって設立した国立銀行に比べて、満期まで存続する確率が有意に高いことが分かる。また、国立銀行の設立地ないし設立主体が札の発行に関係していたと考えられる場合には、満期まで存続する確率が有意に高いことが分かる。一方、開港場・開市場に設立されたかどうかは、満期まで存続する確率に有意に影響していなかったとの結果が得られる。なお、東京と大阪を除いた推計でも、概ね同様の結果が得られる。

表2 国立銀行のサバイバル分析結果 (probit 回帰)

被説明変数：営業満期まで存続：1、営業満期まで存続せず：0

	(a)	rob. std.	(b)	rob. std.	(c)	rob. std.	(d)	rob. std.
定数項 (α_0)	0.578	0.159 ***	0.052	0.233	-0.038	0.249	-0.167	0.305
共同設立 (α_1)	0.459	0.378	0.310	0.392	0.284	0.401	0.598	0.811
商人等設立 (α_2)	0.331	0.253	0.614	0.290 **	0.786	0.338 **	0.834	0.352 **
札発行	-		0.844	0.271 ***	0.994	0.309 ***	1.139	0.371 ***
開港・開市場	-		-		-		0.224	0.335
札発行*共同設立	-		-		-		-0.383	0.927
札発行*商人等設立	-		-		-0.490	0.545	-0.590	0.576
観測数	146		146		146		146	
疑似決定計数	0.016		0.086		0.091		0.095	

(注) rob. std.はロバスト標準偏差。***は1%水準で有意、**は5%水準で有意、*は10%水準で有意を示す。

上記の点を、札発行と設立主体の交差項を考慮した(d)推計によって確認してみよう。定数項 α_0 の値が統計的に有意でないのは、士族が設立した国立銀行が満期まで存続する確率はゼロと有意に異ならず、少なくとも一度は破たんしたり、営業譲渡や合併により消滅する可能性が高いことを示している。 α_2 の値が0.834で統計的に有意となっているのは、商人や地主が中心となって設立した国立銀行は、士族が中心となって設立した国立銀行に比べ、満期まで存続する確率が高く、計算上は83%が満期まで存続したことを示している。また、札発行ダミーの計数が1.139で統計的に有意となっているのは、地域や設立主体が江戸時代の札の発行と関係している場合には、満期まで存続する可能性が極めて高かった

ことを示している。

本推計結果からは、士族授産事業の一環として実施された面があったにしても、現実の国立銀行の経営には、商品流通および金融活動に従事していた商人や地主の貢献が大きかったこと、また、過去の藩札・私札の発行経験が国立銀行経営に活かされていたことが示唆される。幕末期に一橋領において商人の協力を得て札の発行を行い、これが第一国立銀行の経営にも役立ったとする渋沢栄一の証言が特殊な事例ではなく、他の国立銀行を含めて一般化し得るものであったことを示している。⁶

6. 日本銀行の設立と国立銀行

1882（明治15）年、日本銀行が設立された。既にみてきたとおり、日本銀行の設立は突然もたらされたわけではなく、明治初年の「銀行論争」以来の一連の経緯の中で捉えるべきと考えられる。

米国型の国立銀行を中核とするモデルから欧州型の中央銀行を中核とするモデルへの政府の方針転換はどの時点でなされたのであろうか。1876（明治9）年に国立銀行条例が改正された時点では、国立銀行紙幣の発行上限は設定されていなかった。1871（明治4）年における伊藤の構想では、流通している政府紙幣約1億円をすべて国立銀行紙幣で置き換えることが展望されていたのであり、国立銀行条例の改正を伊藤構想の延長線上に位置付けるのであれば、この段階では国立銀行を中核とするモデルはまだ生きていたと考えるのが自然であろう。このことは、当時大蔵省紙幣寮付属書記官雇であったシャンドによる中央銀行制度導入に関する意見書を、得能良介紙幣頭が退けたこととも整合的である（日本銀行百年史編纂委員会1982：43-44）。

西南戦争終結後の1877（明治10）年11月、大隈参議兼大蔵卿は国立銀行の紙幣発行に3千4百万円余の上限を設けることを建議した。この建議に基づいて1878（明治11）年3月に国立銀行条例が再度改正され、道府県ごとに国立銀行紙幣の発行枠が設けられることとなった（実際には1877年12月にいったん同様の布告が出されたが、手続き上の不備があるとする元老院の反対を受けて、1878年3月に改めて条例改正が行われた）。そして1879（明治12）年12月に開業した第百五十三国立銀行を最後に、新たな国立銀行の設立は認められなかった。⁷したがって、大隈が国立銀行紙幣の発行上限を提議した1877年頃が方針転換の画期であり、その後、1879年までの間に国立銀行モデルから中央銀行モデルへの転換が進められたとみるのが妥当であろう。

それでは、国立銀行モデルから中央銀行モデルへの転換は、なぜなされたのであろうか。西南戦争後のインフレが加速していくのは国立銀行紙幣の発行上限に制限が設けられた後の1879（明治12）年以降であるから、西南戦争後のインフレを抑制するために中央銀行による通貨統制が必要とされたという説明は説得的ではない⁸。むしろ、当初伊藤等が目指していた国立銀行を通じた地域経済振興と財政整理という官民双方の目的の同時達成が困難であることが、導入後の国立銀行の経営実態や新規設立を目論む士族の行動を通じて次第

に明らかになってきたからではないだろうか。この点については、さらに実証的に掘り下げる必要があるが、第5節の計量分析からは、国立銀行条例を起草し、野に下って第一国立銀行頭取に就任して他の国立銀行を含めた金融界の指導的立場にあった洪沢の努力にもかかわらず、多くの国立銀行とくに士族が中心となって設立された国立銀行の経営は芳しくなかったことが窺われる。政府当局には、国立銀行を軸に富国強兵という国家目標に向けて金融システムを運営していくことは難しいとの認識が広がっていたのではなかろうか。

この点について、明治財政史編纂会(1927c:256)では、「銀行創立は一時社会に流行し、地方商業の大小金融の閑劇なると否とを顧みず、又銀行営業の如何を熟知せず、或は地方官の論達を誤認し、苟も禄券を下付せられたる士族は銀行を創立せざるべからざるの義務ありと信じ、頻に其設立に狂奔して陸続大蔵省に出願するの状況」(原文はカタカナ)と記している。

ここで新たに表舞台に登場するのが松方正義である。松方は、1835(天保6)年に鹿児島に生まれ、伊藤より6歳年長である。1868(明治元)年に日田県知事、1871(明治4)年10月に租税権頭、1874(明治7)年1月に租税頭、1875(明治8)年11月に大蔵大輔に就任しているが、昇進のスピードは伊藤や大隈に及ばない。大蔵大輔に在職中の1878(明治11)年2月にパリ万国博覧会副総裁としてフランスに派遣され、その後、欧州各国を視察して中央銀行制度に関する研究を行った。松方が派遣された時期は、国立銀行紙幣の発行総額に上限を設ける大隈の建議とその立法化が行われた時期と一致する。松方は、フランス滞在中にフランスの大蔵大臣レオン・セーの助言を受けて、随員の加藤済を欧州に残留させてベルギーに派遣し、1850年に設立されフランスより法制度の整っているベルギー国立銀行について研究を深めさせた。⁹先行研究では松方が欧州に派遣されたタイミングについてほとんど言及されていないが、パリ万博を奇禍として、政府の方針転換を受けて欧州各国の中央銀行制度を改めて学ぶとの特命を帯びて派遣されたと考えるのが妥当ではなかろうか。

松方は、帰国後の1880(明治11)年に内務卿に就任すると、「財政管窺概略」を提出し、大隈参議が「通貨ノ制度ヲ改メンコトヲ請フノ議」により建議していた外債を原資とする国立銀行設立構想について、元利払いに支障をきたした場合に植民地化の危険性があるとしてこれを批判した¹⁰。これに対して大隈は、1881(明治14)年に、同じく参議の伊藤と連名で「公債ヲ新募シ及ヒ銀行ヲ設立センコトヲ請フノ議」を建議して、改めて外債による中央銀行の設立を唱えた。これについても松方は、「財政議」を提議して反論した¹¹。この論争は1881(明治14)年の政変により大隈が下野することで終止符が打たれ、大隈に代わって参議(兼大蔵卿)に就任し、以後の日本の財政の中心人物となった。

松方の帰国後もヨーロッパに残りベルギーで中央銀行制度について調査を行った加藤は、政変後の1881(明治14)年11月に銀行局長に任命され、日本銀行条例草案ならびに日本銀行創立の建議の起案を行った。1882(明治15)年3月、松方は太政大臣三条実美に対し、「日本銀行創立ノ議」と題する建議を付属書類「日本銀行創立旨趣ノ説明」および日本銀

行条例草案、同定款とともに提出した。¹²「日本銀行創立旨趣ノ説明」では、既存の国立銀行と新たに設立される日本銀行との関係について、政府がどのように位置づけようとしていたかが説明されている。すなわち、「金融の民間に於ける猶ほ血液の人身を循環し四肢の強作を佐くるが如し・・・中央銀行なる者は一國金融の心臓なり若し此心臓あるに非ずんば誰れか能く全國の財貨を流通し能く聚め能く散し繰縦離合各々其宜を得せしむるを得んや」（原文はカタカナ、以下同様）として、一國経済における金融の役割を人体における血液の働きに例え、中央銀行を血液を全身に送る心臓になぞらえた。そのうえで、「中央銀行を設立し現今各地方に於て堅確なる国立銀行を以て支店と同視し之れと「コルレスボンダンス」を結約せしめば財貨流通の線路始めて全國に貫通する・・・恰も心臓より血液を送りて四肢に周動せしむるが如くならん是に於てか貨幣の繁閑始めて平準調均するを得て而して一國の金融始めて渋滞梗塞の患なかるべし」と述べている。設立当初の日本銀行は、東京本店と大阪支店の2つの拠点しか持たなかったが、すでに全国に存在する国立銀行とのコルレス契約を通じて、全国レベルでの金融の疎通を図り、富国強兵の基礎となる産業発展に資することが期待されていたといえよう。

もっとも、伊藤の国立銀行構想が必ずしも所期の成果を挙げられなかったように、松方の構想が実際に実現し得たかどうかは別途検討すべき問題である。この点について Shizume (2018b) は、既存の国立銀行相互間のコルレス網と、新規に日本銀行と国立銀行との間に構築されたコルレス網についてネットワーク分析を行い、1880年代後半から1890年代初頭にかけて、両者が金融センターである東京ないし大阪と他府県の金利の連動性を高めることにどの程度貢献していたかを定量的に検証している。その結果、国立銀行相互間のコルレス網は各地域の金利と金融センターの金利との連動性を高めることに寄与していたが、日本銀行と国立銀行の間に構築されたコルレス網は、地域間の金利の連動性に影響を与えていなかったとの結果が得られた。松方が構想したような機能は、少なくとも初期の日本銀行ははたしていなかったことになる。

さらに Shizume (2018b) は、大阪を中心に全国各地に波及した1890（明治23）年恐慌以降、日本銀行の公定歩合が民間の貸出金利を主導する度合いが高まったことを計量的に示し、同恐慌を契機として日本銀行が金融市場への関与を強めたことで、松方が当初構想したような中央銀行の機能へと近づいて行ったと論じている。国立銀行モデルと同様に、中央銀行モデルの導入も、紆余曲折を経てなされたといえる。こうした経緯を経て、民間銀行と中央銀行からなる二層構造の銀行制度が形成され、展開していったのであった。

7. 近代銀行制度設立に関する今後の研究の方向性

本稿では、日本における近代的な貨幣・金融制度の確立を、幕末開港を契機とする日本の近代化過程の中で再検討することを試みた。その際、全国に153行が設立された国立銀行に焦点を当て、幕末維新时期に地域経済の担い手となっていた商人や地主が設立に深く関与し、また円滑な運営の鍵を握っていたとの仮説を提示した。また、国立銀行にやや遅れ

て中央銀行として設立された日本銀行と国立銀行の位置づけについても整理を試みた。

しかしながら、現在明らかになっている資料やデータに限りがあるため、現時点での分析は限定的なものに止まらざるを得ない。とくに、国立銀行をはじめとする明治前期の金融機関の経営に関する資料の残存状況は断片的であり、資料の発掘とデータ整備が不可欠である。また、江戸時代後期に産物会所方式による藩政改革や藩札発行に携わった商人や富農等が、国立銀行の設立とその後の運営にどのようなかたちで関与していったかを明らかにすることは、日本の近代化を読み解くうえで重要な視点を提供し得る。藩札・私札に関するデータベースの整備を進め、これを明治期の金融機関の分析と結び付けていくことに大きな意義があると考えられる。

参考資料（各種 HP）

愛媛県生涯学習センターHP、

<http://www.i-manabi.jp/system/regionals/regionals/ecode:2/46/view/5929>（2019年7月20日アクセス）

「越後持丸鏡」新潟県立文書館所蔵、請求記号 E9903-248（新潟県立文書館 HP「越後佐渡ヒストリア」[第85話]「興味は尽きない一番付に見る越後のあれこれ」掲載、

https://www.pref-lib.niigata.niigata.jp/?page_id=1090（2019年6月23日アクセス）

データベース「えひめの記憶：愛媛県史 社会経済4 商 工(昭和62年3月31日発行)」、

「藩札等に関する統合データベース」早稲田大学リポジトリ（東京大学経済学図書館古貨幣・古札統合データベースより検索）

https://waseda.repo.nii.ac.jp/index.php?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_snippet&index_id=3034&pn=1&count=20&order=7&lang=japanese&page_id=13&block_id=21（2019年7月28日アクセス）

https://www.i-repository.net/il/meta_pub/G0000381kahei（2019年7月28日アクセス）

参考文献（邦文献）

（銀行年史、自治体史）

愛知県史編さん委員会（2017）『愛知県史通史編6近代1』愛知県

青森銀行行史編纂室（1978）『青森銀行史』青森銀行

秋田銀行（1959）『秋田銀行八十年史』秋田銀行

足利銀行調査部（1985）『足利銀行史』足利銀行

古田芳生編（阿波銀行）（1967）『阿波銀行七十年小史』阿波銀行

阿波銀行百年史編纂委員会（1997）『阿波銀行百年史』阿波銀行

伊豫合同銀行企画課（1951）『伊豫合同銀行十年史』伊豫合同銀行

岩手銀行（1961）『岩手殖産銀行二十五年史』岩手銀行

岩手銀行（1984）『岩手銀行五十年史』

上野市（1961）『上野市史』上野市
羽後銀行（1975）『羽後銀行 80 年史』羽後銀行
大分銀行（1964）『大分銀行 70 年史』大分銀行
大分合同銀行五十年史編纂委員会（1943）『大分合同銀行五十年史』大分合同銀行
大垣共立銀行（1997）『大垣共立銀行百年史』大垣共立銀行
鹿児島銀行（1980）『鹿児島銀行百年史』
紀陽銀行（1975）『紀陽銀行史』紀陽銀行
神戸銀行史編纂委員(1958)『神戸銀行史』神戸銀行
埼玉銀行通史編纂室（1993）『埼玉銀行通史』あさひ銀行
佐賀銀行総合企画部（1982）『佐賀銀行百年史』佐賀銀行
酒田市史編さん委員会（1995）『酒田市史・改訂版』（下）、酒田市
山陰合同銀行史編纂室（1973）『山陰合同銀行史』山陰合同銀行
山陰合同銀行五十年史編纂室（1992）『山陰合同銀行五十年史』山陰合同銀行
三和銀行史刊行委員会（1954）『三和銀行史』三和銀行
三和銀行行史編纂室（1974）『三和銀行の歴史』三和銀行
滋賀銀行（1954）『滋賀銀行二十年史』滋賀銀行
滋賀銀行（1985）『滋賀銀行五十年史』滋賀銀行
四国銀行百年史編集室（1980）『四国銀行百年史』四国銀行
静岡銀行（1960）『静岡銀行史』静岡銀行
七十七銀行（1954）『七十七年史』七十七銀行
七十七銀行（1979）『七十七銀行史』七十七銀行
清水銀行三十五年史編纂委員会（1963）『清水銀行三十五年史』清水銀行
十八銀行八十年史編集委員会（1958）『八十年の歩み』十八銀行
十八銀行九十年史編集委員会（1968）『九十年の歩み』十八銀行
十八銀行百年史編集委員会（1978）『百年の歩み』十八銀行
十六銀行（1978）『十六銀行百年史』十六銀行
荘内銀行百年史編集室編（1981）『創業百年史』荘内銀行
荘内銀行 130 年史編纂チーム（2009）『荘内銀行 130 年史』荘内銀行
常陽銀行（1955）『常陽銀行二十年史』常陽銀行
須賀川市教育委員会（1981）『郷土 須賀川 須賀川市史 別巻』須賀川市
第一勸業銀行資料展示室編（1973）『第一銀行小史：九十八年の歩み』第一勸業銀行
第一銀行（1926）『第一銀行五十年小史』第一銀行
第一銀行八十年史編纂室編（1957）『第一銀行史』（上）、第一銀行
第九十八銀行六十五年誌刊行会（1943）『第九十八銀行六十五年誌』第九十八銀行
第四銀行（1956）『第四銀行八十年史』第四銀行
第四銀行企画部行史編集室（1974）『第四銀行百年史』第四銀行

第八十五銀行（1944）『第八十五銀行史』 第八十五銀行
第四十八銀行（1944）『第四十八銀行史』 第四十八銀行
千葉銀行（1975）『千葉銀行史』 千葉銀行
中国銀行（1941）『中国銀行十年史』 中国銀行
中国銀行（1983）『中国銀行五十年史』 中国銀行
東海銀行行史編纂委員（1961）『東海銀行史』 東海銀行
南都銀行行史編纂室（1985）『南都銀行五十年史』 南都銀行
日本銀行百年史編纂委員会（1982）『日本銀行百年史』 第1巻、日本銀行
萩原進（群馬大同銀行）（1952）『群馬県金融史：群馬大同銀行を中心としたる』 群馬大同
銀行
八十二銀行（1968）『八十二銀行史』 八十二銀行
八十二銀行（2013）『八十二銀行八十年史』 八十二銀行
肥後銀行（1960）『肥後銀行史』 肥後銀行
肥後銀行企画室年史編纂班（1977）『肥後銀行五十年史』 肥後銀行
広島銀行創業百年史編纂事務局編（1979）『創業百年史』 広島銀行
福井銀行八十年史編纂委員会（1981）『福井銀行八十年史』 福井銀行
福岡銀行（1969）『福岡銀行二十年史』 福岡銀行
福岡銀行行史編纂室編（1964）『第十七国立銀行史料』（上・下）、福岡銀行
富士銀行八十年史編纂委員（1960）『富士銀行八十年史』 富士銀行
富士銀行調査部百年史編さん室（1980）『富士銀行の百年』 富士銀行
富士銀行調査部百年史編さん室（1982）『富士銀行百年史』 富士銀行
第七銀行（1924）『第七銀行史』 第七銀行
百五銀行企画調査部（1978）『百五銀行百年のあゆみ』（上） 百五銀行
百十四銀行八十年誌編纂室（1959）『百十四銀行八十年誌』 百十四銀行
百十四銀行百年史編纂室（1979）『百十四銀行百年史』 百十四銀行
百十四銀行調査部歴史資料グループ（2005）『百十四銀行百二十五年誌』 百十四銀行
北越銀行（1981）『創業百年史』 北越銀行
北陸銀行調査部（1954）『北陸銀行十年史』 北陸銀行
北陸銀行調査部百年史編纂班（1978）『創業百年史』
三井銀行（1957）『三井銀行八十年史』 三井銀行
元株式会社十二銀行（1944）『十二銀行史』 元株式会社十二銀行
安田銀行六十周年記念事業委員会（1940）『安田銀行六十年誌』 安田銀行
山形銀行行史編纂委員会（1966）『山形銀行七十年少史』 山形銀行
山形銀行（1981）『山形銀行八十年史』 山形銀行
山口銀行（1968）『山口銀行史』 山口銀行
山梨中央銀行行史編纂室（1981）『創業百年史』 山梨中央銀行

- 横浜銀行六十年史編纂室（1980）『横浜銀行六十年史』横浜銀行
- 両羽銀行行史編纂室（1956）『両羽銀行六十年史』両羽銀行
- （その他の著作）
- 秋谷紀男（2001）『三島億二郎日記』からみた長岡第六十九銀行の設立過程：国立銀行条例改正と三島億二郎の行動』『政経論叢』第 69 巻第 4-6 合併号、725-753 頁
- 朝倉孝吉（1961）『明治前期日本金融構造史』岩波書店
- 阿部隆（2007）「新潟県における国立銀行経営の特質：第七十一、第百十六、第百三十九国立銀行の分析」『現代社会文化研究』第 40 号、53-70 頁
- 阿部隆（2008）「北海道における国立銀行の設立と経営の特質：函館第百十三、函館第百四十九の分析」『現代社会文化研究』第 42 号、115-132 頁
- 阿部隆（2009）「大阪における国立銀行の設立と経営の特質」『現代社会文化研究』第 45 号、69-86 頁
- 新井揆博（1962）「国立銀行と為替業務：第百国立銀行を中心として」『法政史学』第 15 巻、197-208 頁
- 石井寛治（1966）「山梨県の製糸金融」山口和雄編著『日本産業金融史研究：製糸金融編』東京大学出版会、37-74 頁
- 石井寛治（1999）『近代日本金融史序説』東京大学出版会
- 石井寛治編（2001）『日本銀行金融政策史』東京大学出版会
- 石井寛治（2007）『経済発展と両替商金融』有斐閣
- 伊丹正博（1959a）「第十八国立銀行の歴史的考察」『経済論究』第 5 号、75-91 頁
- 伊丹正博（1959b）「第五国立銀行の史的研究：土族銀行の特殊型として」『経済学研究』第 25 巻第 2 号、77-106 頁
- 伊丹正博（1962）「福岡第十七国立銀行の史的研究：その創出過程と生成基盤 1」『鹿児島大学経済論集』第 3 巻第 1 号、17-34 頁
- 伊丹正博（1963）「明治期銀行史における土族銀行の問題：第五国立銀行の特殊な性格について」『鹿児島大学経済論集』第 3 巻第 2 号、173-199 頁
- 伊丹正博（1963）「沖縄第百五十二国立銀行の史的研究：明治前期における地方国立銀行の分析」『香川大学経済論集』第 36 巻第 5 号、618-643 頁
- 伊丹正博（1964）「明治前期における一国立銀行の性格について：創立初期の福岡第 17 国立銀行の場合」『研究年報』第 4 号、香川大学経済学部、111-134 頁
- 伊丹正博（1967）「明治期地方国立銀行の一形態(1)：福岡第十七国立銀行の史的分析」『香川大学経済論叢』第 39 巻第 5-6 合併号、22-50 頁
- 伊丹正博校訂（1972）「讃岐国丸亀第百廿七国立銀行史料 1」『香川大学経済論叢』第 45 巻第 4 号、142-153 頁
- 伊藤武夫（1978）「明治 10 年代の第百十六国立銀行：明治期の銀行と地方金融市場-1」『新潟大学経済論集』第 24 号、39-62 頁

- 今田治弥（1962）「地方銀行史研究の課題：『岩手殖産銀行二十五年史』より」『金融経済』72号、31-49頁
- 伊牟田敏充（1976）『明治期金融構造分析序説』法政大学出版局
- 入交好脩（1964）『『第八国立銀行』の設立経緯と中村道太・三浦碧水の事蹟：東三河、とくに豊橋を中心とする産業・経済の発展（補遺）』『早稲田商学』第174・175号、509-521頁
- 岩崎宏之（1968）「国立銀行制度の成立と府県為替方」『三井文庫論叢』第2号、167-231頁
- 岩間剛城（2004）「梁川第百一国立銀行の営業分析」『地方金融史研究』第35号、38-58頁
- 植村元覚（1976）「小幡和平の国立銀行経営論」『研究年報』第1巻、1-28頁
- 内山一幸（2015）「明治十年代における旧藩主家と士族銀行：旧柳河藩主立花家と第九十六国立銀行の関係を事例に」『史学雑誌』第124巻第1号、43-66頁
- 大内力（1963）「第三十七国立銀行」加藤俊彦・大内力編著『国立銀行の研究』勁草書房、175-215頁
- 大隈重信（1880）「通貨ノ制度ヲ改メンコトヲ請フノ議」、早稲田大学社会科学研究所（1960）『大隈文書』第3巻に収録
- 大隈重信・伊藤博文（1881）「公債ヲ新募シ及ヒ銀行ヲ設立センコトヲ請フノ議」、早稲田大学社会科学研究所（1960）『大隈文書』第3巻に収録
- 大蔵省百年史編集室（1969）『大蔵省百年史』別巻、財団法人大蔵財務協会
- 岡田和喜（1960）『『秋田銀行八十年史』について』『金融経済』63号、99-110頁
- 岡田和喜（1988）「明治前期国立銀行の支店制度と為替取組」『金融経済』223号、21-82頁
- 岡田和喜（1983）「浜松第二十八国立銀行の成立と終焉」『金融経済』創刊200号記念号、371-461頁
- 岡田和喜（2001）『地方銀行史論：為替取組と支店銀行制度の展開』日本経済評論社
- 岡田和喜・中間靖夫（1971）「地方産業の発展と地方銀行（一）：明治・大正期西遠銀行の分析」『金融経済』127号、35-99頁
- 岡田俊平（1957）「明治九年、国立銀行条例改正の意義」『成城大学経済研究』第7巻、71-98頁
- 岡田俊平（1975）『明治期通貨論争史研究』千倉書房
- 加藤隆（1960）「第十六国立銀行の史的研究」『政経論叢』第29巻第5号、明治大学、110-138頁
- 加藤隆（1961）「第百二十九国立銀行についての一考察」『政経論叢』第30巻第5号、481-505頁
- 加藤俊彦（1958）「地租金納化と米穀の商品化についての覚書：米の流通機構を中心として」宇野弘蔵編『地租改正の研究』（下）、東京大学出版会、159-194頁
- 加藤俊彦（1962）「書評：朝倉孝吉『明治前期日本金融構造史』」『金融経済』73号、43-54

頁

- 加藤俊彦（1963）「第一国立銀行」加藤俊彦・大内力編著『国立銀行の研究』勁草書房、21-88 頁
- 加藤俊彦・大内力編著（1963）『国立銀行の研究』勁草書房
- 菅野和太郎（1930）「国立銀行」本庄栄治郎編『明治維新経済史研究』改造社、301-357 頁
- 金融経済研究所編（1965）『日本金融市場発達史 I：明治前期の銀行制度』東洋経済新報社
- 久野秀男（1988）『決算公（広）告』の系譜と課題『学習院大学経済論集』第 25 巻第 1 号、1-37 頁
- 小林延人（2015）『明治維新期の貨幣経済』東京大学出版会
- 小山賢一（1978）「日米の国立銀行条例」『大阪経大論集』第 121・122 号、217-232 頁
- 坂本忠次（1983）「第二十二国立銀行に関する一考察：預貸金と初期産業金融の特徴」『岡山大学経済学会雑誌』第 14 巻第 3・4 号（田中生夫教授退官記念号）、751-777 頁
- 佐々木寛司（1982a）「川越第八十五国立銀行の分析」『社会経済史学』第 47 号第 5 号、509-541 頁
- 佐々木寛司（1982b）「川越第八十五銀行の創設過程」『地方史研究』第 32 巻第 3 号、65-78 頁
- 佐々木寛司（1986）「国立銀行の諸類型」『日本歴史』第 455 号、59-72 頁
- 笹原昭五（1962）「創立前後における第六十九国立銀行の性格」『金融経済』第 75 号、51-70 頁
- 滋賀大学経営資料館（1960a）「第百三十三国立銀行の帳簿について」『彦根論叢』第 63 巻、40-51 頁
- 滋賀大学経営資料館（1960b）「第百三十三国立銀行の帳簿について（二）」『彦根論叢』第 64 巻、49-63 頁
- 鎮目雅人（2018）「中央銀行の起源」『にちぎん』No.56、22-25 頁
- 鎮目雅人（2019a）「紙幣統合への道程：明治初年の『銀行論争』再考」WINPEC ワーキング・ペーパー、No.J1903
- 鎮目雅人（2019b）「国立銀行の出自とその経営パフォーマンス」未定稿
- 渋沢青淵記念財団竜門社編（1955）『渋沢榮一伝記資料』第 2 巻、渋沢榮一伝記資料刊行会
- 渋谷隆一（2007）「旧庄内藩御家禄派の企業展開と儒教：第六十七国立銀行分析の前提として」『地方金融史研究』第 38 号、1-26 頁
- 志村嘉一（1963）「第七十七国立銀行」加藤俊彦・大内力編著『国立銀行の研究』勁草書房、217-260 頁
- 新保博（1968）『日本近代信用制度成立史論』有斐閣
- 杉山和雄（1962a）「国立銀行政策の一考察：秩禄処分との関係を中心とする」『金融経済』第 74 号、27-46 頁

- 杉山和雄（1962b）「明治前期の地方銀行：福島第七国立銀行の分析」『金融経済』第 76 号、43-79 頁
- 杉山和雄（1962c）「創業期の横浜第七十四国立銀行：開港場地方銀行の一事例」『金融経済』第 77 号、97-122 頁
- 杉山和雄（1964）「明治前期手形取組の地域性：『銀行局年報』の分析 1」『金融経済』1964 年、82 号
- 杉山和雄（1965a）「明治前期国立銀行預貸金の職業別構成：『銀行局年報』の分析 2」『金融経済』90 号、51-64 頁
- 杉山和雄（1965b）「明治前期国立銀行預貸金の資産・負債構成：『銀行局年報』の分析 3」『金融経済』94 号、51-64 頁
- 杉山和雄（1965c）「明治前期の国立銀行」金融経済研究所編『明治前期の銀行制度：日本金融市場発達史 I』東洋経済新報社、1-118 頁
- 杉山和雄（1968）「地方国立銀行の経営事情：弘前第五十九国立銀行『半季実際考課状』の分析」『金融経済』第 111 号、57-111 頁
- 千田稔（1982a）「金札処分と国立銀行：金札引換公債と国立銀行の提起・導入」『社会経済史学』第 48 巻第 1 号、29-50 頁
- 千田稔（1982b）「金札引換公債と国立銀行：改正国立銀行条例布告頃迄を中心に」『一橋論叢』第 88 巻第 4 号、539-561 頁
- 高垣寅次郎（1970）「ナショナル・カレンシー・アクトと国立銀行条例：維新後金融制度改革史研究の断片」『成城大学経済研究』第 31 巻、111-133 頁
- 高垣寅次郎（1972）『明治初期日本金融制度史研究』清明会
- 高嶋雅明（1971a）「第百二国立銀行と外国貿易金融：朝鮮貿易と荷為替金融」『社会経済史学』、第 37 巻第 2 号、154-177 頁
- 高嶋雅明（1971b）「明治前期の日朝貿易と国立銀行（上）：第十八・第百二国立銀行を中心として」『金融経済』、129 号、57-76 頁
- 高嶋雅明（1971c）「明治前期の日朝貿易と国立銀行（下）：第十八・第百二国立銀行を中心として」『金融経済』、130 号、19-40 頁
- 高嶋雅明（1972）「第五十二国立銀行の経営事情：地方銀行と問屋制金融」『経済理論』和歌山大学経済学会、125 号、37-77 頁
- 高橋伸子（2014）「新潟県における国立銀行の利益処分：第六十九国立銀行を中心に」Asia Japan Journal、No. 9、17-37 頁
- 高橋久一（1967）『明治前期地方金融機関の研究』新生社
- 田中生夫（1964）「明治四年の銀行論争：国立銀行条例制度の背景」渡辺佐平教授還暦記念論文集刊行会（大内兵衛・久留間鮫造・有沢広巳・鈴木武夫）『金融論研究：理論・歴史・現状』法政大学出版局、227-247 頁
- 田中生夫（1980）『戦前戦後日本銀行金融政策史』有斐閣

- 地方金融史研究会（2003）『日本地方金融史』日本経済新聞社
- 長幸男（1958）「福沢諭吉の『通貨論』」『金融経済』50号、1-43頁
- 長幸男（1956）「日本における信用制度の成立前史」『講座信用理論体系』第3巻、日本評論新社、35-80頁
- 土屋喬雄編（1961）『地方銀行小史』社団法人全国地方銀行協会
- 轟見誠良（1991）『日本信用機構の確立：日本銀行と金融市場』有斐閣
- 轟見誠良（2002）「近代の貨幣・信用」桜井英治・中西聡編『新体系日本史 12：流通経済史』山川出版社、470-513頁
- 寺西重郎（2011）『戦前期日本の金融システム』岩波書店
- 暉峻衆三（1963）「第四国立銀行」加藤俊彦・大内力編著『国立銀行の研究』勁草書房、89-141頁
- 東京銀行協会（銀行図書館）（1998）『本邦銀行変遷史』東京銀行協会
- 戸原四郎（1963）「第十五国立銀行」加藤俊彦・大内力編著『国立銀行の研究』勁草書房、143-174頁
- 成田勝（1984）「国立銀行についての一考察：大分第二十三・中津第七十八・佐伯第九国立銀行の場合」『大分縣地方史』第116号、1-11頁
- 南地伸昭（2005）「国立銀行設立にみるリレーションシップバンキングの原型：地域金融の円滑化と殖産興業」『生活経済学研究』第21巻、43-57頁
- 西川俊作・天野雅敏（1989）「諸藩の産業と経済政策」新保博・斎藤修編『日本経済史 2 近代成長の胎動』岩波書店、173-217頁
- 西川誠（2005）「廃藩置県後の太政官制改革：渋沢栄一と江藤新平」鳥海靖・三谷博・西川誠・矢野信幸編『日本立憲政治の形成と変質』吉川弘文館、36-57頁
- 日本銀行調査局（1974）『図録日本の貨幣』第5巻（近世信用貨幣の発達(1)）、東洋経済新報社
- 日本銀行調査局（1975）『図録日本の貨幣』第6巻（近世信用貨幣の発達(2)）、東洋経済新報社
- 日本銀行百年史編纂委員会（1982）『日本銀行百年史』第1巻
- 畠中茂朗（2011）「旧長州藩士笠井順八の起業家活動：士族授産と近代企業の形成」『エネルギー史研究』第26号、71-94頁
- 畠中茂朗（2016）「近代移行期における士族授産企業の成立と展開：山口県の事例を中心として」『東アジア研究』第14号、109-132頁
- 林建久（1963）「第百十七国立銀行」加藤俊彦・大内力編著『国立銀行の研究』勁草書房、261-330頁
- 原司郎（1958）「第二国立銀行覚書」『金融経済』第50号、55-82頁
- 原司郎（1960a）「明治中期における横浜第二国立銀行の性格：とくに預金構造を中心として」『商経法論叢』第11巻第3号、45-70頁

- 原司郎 (1960b) 「明治中期における横浜第二国立銀行の性格：とくに資金運用面を中心として」『金融経済』 65 号、57-80 頁
- 原司郎 (1964) 「明治初期国立銀行、私立銀行の一類型」『商経法論叢』 第 15 巻第 1 号、31-86 頁
- 坂野潤治 (2012) 『日本近代史』 ちくま新書
- 藤井光男 (1965a) 「上州製糸業地域における国立銀行の成立と変貌(1)：前橋第三十九国立銀行の事例」『社会経済史学』 第 30 巻第 2 号、137-157 頁
- 藤井光男 (1965b) 「上州製糸業地域における国立銀行の成立と発展 (二)」『社会経済史学』 第 30 巻第 5 号、444-467 頁
- 藤津清治 (1973) 「国立銀行と士族株主」『一橋論叢』 第 69 巻第 2 号、114-127 頁
- 邊英治 (2008) 「西南戦争後における銀行経営問題と大蔵省銀行検査：1878～85 年、第二十六国立銀行を中心に」『エコノミア』 第 59 巻第 1 号、59-84 頁
- 邊英治 (2015) 「国立銀行の再検討：発券と預金を中心に」『エコノミア』 第 66 巻第 2 号、1-13 頁
- 邊英治 (2017) 「名古屋第十一国立銀行の経営展開：1877～97 年」『愛知県史研究』 第 21 号、18-33 頁
- 升味準之輔 (1988) 『日本政治史 1 幕末維新、明治国家の成立』 東京大学出版会
- 松方正義 (1880) 「財政管窺概略」、日本銀行調査局 (1958) 『日本金融史資料 明治・大正編』 第 4 巻に収録
- 松方正義 (1881) 「財政議」、日本銀行調査局 (1958) 『日本金融史資料 明治・大正編』 第 4 巻に収録
- 松方正義 (1882) 「日本銀行創立旨趣ノ説明」1882 年 3 月 1 日、日本銀行調査局 (1958) 『日本金融史資料 明治・大正編』 第 4 巻に収録
- 間宮国夫 (1963) 「松下財政下の国立銀行：福島第百七国立銀行を中心として」『金融経済』 第 83 号、45-111 頁
- 間宮国夫 (1967) 「明治初期国立銀行と地方産業：四国地方を中心として」『地方史研究』 第 17 巻第 3 号、5-9 頁
- 三谷太一郎 (2017) 『日本の近代とは何であったか：問題史的考察』 岩波新書
- 三井銀行八十年史編纂委員会 (1957) 『三井銀行八十年史』 三井銀行
- 三井高茂 (1968) 「第二十四国立銀行の史的分析」『中京商学論叢』 第 14 巻第 4 号、55-85 頁
- 三井高茂 (1972a) 「明治初年における国立銀行の設立過程」『防衛大学校紀要 人文・社会科学編』 第 24 巻、117-183 頁
- 三井高茂 (1972b) 「国立銀行の設立主体：いわゆる『士族銀行』について」『防衛大学校紀要 人文・社会科学編』 第 25 巻、37-71 頁
- 三井高茂 (1973) 「第六十三国立銀行の設立事情」『防衛大学校紀要 人文・社会科学編』

第 26 卷、347-360 頁

- 明治財政史編纂会 (1927a) 『明治財政史』第 11 卷 (通貨 1)、明治財政史発行所
- 明治財政史編纂会 (1927b) 『明治財政史』第 12 卷 (通貨 2・銀行 1)、明治財政史発行所
- 明治財政史編纂会 (1927c) 『明治財政史』第 13 卷 (銀行 2)、明治財政史発行所
- 毛利敏彦 (1979) 『明治六年政変』中央公論社
- 守田志郎 (1957) 「明治期における地方銀行の展開と地主及び商業資本：新潟縣第四国立銀行を中心に」『社会科学研究』第 9 卷第 2 号、1-37 頁
- 山口和雄編著 (1966) 『日本産業金融史研究：製糸金融編』東京大学出版会
- 山口和雄編著 (1970) 『日本産業金融史研究：紡績金融編』東京大学出版会
- 山口和雄編著 (1974) 『日本産業金融史研究：織物金融編』東京大学出版会
- 早稲田大学社会科学研究所編 (1958) 『大隈文書』第 1 卷、早稲田大学社会科学研究所
- 渡辺和夫 (2012) 「第一国立銀行の財務諸表と渋沢栄一」『札幌学院大学経営論集』No.4、1-8 頁
- 渡辺和夫 (2015) 「小野組の破綻と渋沢栄一」『札幌学院大学経営論集』No.7、43-48 頁
- 渡辺佐平 (1965) 「明治期日本銀行の発行制度」金融経済研究所編『明治前期の銀行制度——日本金融市場発達史 I——』東洋経済新報社、119-208 頁
- 渡辺實 (1977) 『近代日本海外留学生史』(上) 講談社
(英文献)
- Basco, Sergi and John P. Tang (2018), “The Samurai Bond: Credit Supply and Economic Growth in Pre-War Japan,” Working Paper No. 363, Columbia Business School.
- Jha, Saumitra, Kris James Mitchener and Masanori Takashima (2015), “Swords into Bank Shares: Financial Instruments, Violent Conflict Resolution, and Reform in Meiji Japan,” paper presented in XVII World Economic History Congress, Kyoto Japan.
- Katsura, Taro, Yoshiro Sakatani, S. Naruse and O. M. W. Sprague (1911), “The Banking System of Japan,” Publications of National Monetary Commission, Vol.XVIII: Banking in Italy, Russia, Austro-Hungary, and Japan, Washington: Government Printing Office, pp.119-214.
- Rajan, Raghuram G. and Luigi Zingales (2003), *Saving Capitalism from the Capitalist: Unleashing the Power of Financial Markets to Create Wealth and Spread Opportunity*, New York: Crown Business. (堀内昭義ほか訳『セイヴィングキャピタリズム』慶應義塾大学出版会、2006年)
- Shizume, Masato (2018a), “A History of Bank of Japan, 1882-2016,” Edvinsson, Rodney, Tor Jacobson and Daniel Waldenström, eds., *Sveriges Riksbank and the History of Central Banking*, Cambridge: Canmbridge University Press.
- Shizume, Masato (2018b), “Working of the Banking Networks and Central Bank in Late 19 Century Japan,” paper presented in Economic History Association Annual Meeting, Montreal, Canada.

Wicker, Elmus (2005), *The Great Debate on Banking Reform: Nelson Aldrich and the Origins of the Fed*, Columbus: Ohio State University Press.

¹ 近代移行期における貨幣・信用システムの変容については、膨大な研究蓄積がある。すべてを挙げることはできないが、明治財政史編纂会（1927a, b）では、幕末維新期の混乱した状況を、日本銀行設立、金本位制移行といった松方正義の業績によって收拾していった、との見方が示され、その後の研究の土台となった。最近では、石井（1999,2007）が、幕末維新期を通じて都市の商人が果たした役割を協調している。小林（2015）は、太政官札が江戸幕府の発行した金属貨幣に代わる全国標準貨幣としての役割を果たしたとしている。国立銀行については、長（1956）朝倉（1961）、加藤・大内（1963）のほか、膨大な個別銀行に関する研究が存在する。

² 寺西（2011：149）は、通商会社ならびに為替会社の真の設立目的は、「早晚必ずやり遂げなければならない廃藩置県のための準備工作」として諸藩の権利を否定ないしはく奪することにあり、「本格的な殖産興業の実行にあったとはいえない」として、その過渡的な性格を強調する。ここでは、その真の目的や性格はともかく、為替会社と国立銀行との間に政策思想上の連続性があったことの意義を強調しておきたい。

³ 伊藤は、岩倉使節団の副使に任命され、1971（明治4）年旧暦11月に出航する。一方、同年8月に伊藤の後任として大蔵少輔に任命されていた吉田は、1972（明治5）年に入ると秩禄処分のための外債発行のため英米出張を命じられて離日し、米国滞在中の1974（明治7）年に米国公使に就任する。その後、伊藤と吉田はいずれも再び大蔵省に復帰することはなかった。

⁴ 明治初年の「銀行論争」については、さしあたり田中（1964）、岡田（1975）を参照。

⁵ 科学研究費助成金（研究成果公開促進費：データベース）を得て、2018年度より早稲田大学リポジトリ（<https://waseda.repo.nii.ac.jp/>）上で藩札等の画像データの公開を開始している。東京大学経済学図書館古貨幣・古札統合データベース（https://www.i-repository.net/il/meta_pub/ssearch）からの検索が可能である。

⁶ 近年、海外の研究者によって金禄公債と国立銀行の関係についての研究が発表されているが、分析の中には、国立銀行経営における商人や地主等、士族以外の役割を織り込んでおらず、士族が所属していた藩の所在地と国立銀行の設立地が不一致なケースを考慮していないなどの問題点を抱えるものもあり、結果の解釈には留意が必要である。

Jha, Mitchener and Takashima（2015）および Basco and Tang（2018）。

⁷ 明治財政史編纂会（1927c：222, 256-257）。

⁸ 日本銀行百年史編纂委員会（1982：60-61）など。

⁹ 日本銀行百年史編纂委員会（1982：119）。

¹⁰ 大隈（1880）、松方（1880）。

¹¹ 大隈・伊藤（1881）、松方（1881）。この時点で伊藤が大隈と連名で（外債発行による）中央銀行設立を提議している点に注目したい。伊藤にとって、この段階では国立銀行モデルに固執する理由はなくなっていたとみるべきである。一方で、明治十四年の政変の本質的な原因のひとつとなった立憲政体について、伊藤は大隈の推す英国型の議会制立憲政体には明確に反対していた。坂野（2012）。

¹² 日本銀行百年史編纂委員会（1982：119-120）。